

消防署の立入検査って何？

？？そもそも立入検査とは何ぞや？？

立入検査とは、消防法第4条や第16条の5に基づき、防火対象物（飲食店、病院、マンション等）、危険物施設（ガソリンスタンド等）などに対して、建物や消防用設備等が法令の基準に適合しているか適合していないかを消防署の職員が検査するものです。建物まで自転車や徒歩で向かうこともあれば、建物の規模により消防車で向かうこともあります。

重点的に確認するところは…

消防訓練の実施



消防計画に基づく消火訓練や通報・避難訓練が実施され実施結果が提出されているか。

消防用設備の点検



必要な消防用設備を適切に設置していない場合や異常がある場合、点検報告が提出されているか。

避難経路等の維持管理



階段等に避難時の障害となるものが置いていないか。

立入検査を実施する際は、円滑に実施するため、建物関係者の方へ事前に連絡をします。所要時間は、建物により規模や消防設備等の状況が異なるため、約30分～数時間かかることもあります。皆様のご大切な命を火災から守るため、ご協力をお願いします。



立入検査あれこれ Q&A

Q 1 立入検査で消防設備等の違反があった場合、何か法律上の罰則はあるの??

答え： 消防法に基づき、命令や罰則を受けることがあります。消防用設備等の未設置など消防法令に関する重大な違反があった場合は、建物名や違反の内容などを公表する場合があります。

Q 2 消防用設備ってどれくらいの頻度で点検するものなの??

答え： 機器点検は6か月に1度、総合点検は1年に1度実施することが義務付けられています。点検報告結果は、建物の用途によって異なり、病院や百貨店や雑居ビル等（特定防火対象物）は、1年、マンションや図書館等（非特定防火対象物）は3年です。

★★★まめ知識★★★

ちなみに消防署は事務所と同じような扱い(非特定)で、ほかの建物と同様、消防用設備の点検、その結果を3年に1度ちゃんと報告しているよ。



立入検査で不明な点があれば、王子消防署予防課までお問い合わせください。

問い合わせ先 王子消防署 東京都北区王子4-28-1

TEL 03-3927-0119